

第4回宮城県指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談

平成26年6月30日(月)

事務局：それでは、定刻少し前ですが、これから第4回宮城県指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談を開催します。それでは、開会に当たりまして、井上副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。本日は、佐藤市長、浅野町長、猪股町長、また村井知事におかれましては、この第4回の関係者会談にご出席いただきまして、感謝申し上げます。また、先般それぞれ詳細調査候補地の現地視察、ご説明などをいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。その際、現地を見ながら皆さまがどういった問題意識を持たれているのかについて、直接伺うことができ、また現地を見ることができまして、非常に有意義であったと考えております。

さて、本日の会議では、前回の会談でいただきましたご指摘について、環境省から回答させていただき、他、現地視察を行った結果とそれを踏まえて環境省の考え方について、ご説明させていただきます。これまでさまざまなご意見をいただいておりますが、詳細調査候補地そのものの詳細なデータなどの確認は、現時点では十分ではないとの認識であります。ご懸念事項にお答えするためにも、詳細調査の必要があると考えています。環境省といたしましては、宮城県の指定廃棄物を安全に処分するために、引き続き全力を尽くし、着実に前進できるよう取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局：続きまして、村井宮城県知事からごあいさつをお願いします。

村井知事：本日は、公務ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。井上副大臣、浮島政務官、また環境省の皆さまにおかれましては、たびたび本県にお越しいただいておりまして、感謝申し上げます。また、3人の市長さん、町長さんにおかれましては、大変な批判を受ける中、懸命に頑張っていただいております。県民を代表し、心より感謝申し上げます。

この会議も4回目を数えるようになりました。また、この間に、1回の現地調査もそれぞれ1カ所ずつやったわけです。今日は、それらの議論の中で出ましたご質問やご意見に

対し、環境省が現地調査の内容も含めてご回答いただけるということです。限られた時間ではございますが、中身のある議論、そして、少しでも着地点を少しでも見いだせるような議論になりますことを祈念しています。県は、その間に立つ者として、しっかりとした結論を導き出せるようにしっかりと努力していくことを、あらためてお約束させていただきたいと思います。今日はよろしくお願い申し上げます。

事務局：本日のご出席者につきましては、資料に出席者名簿を付けていますので、恐縮ですが、そちらでご確認のほどお願いします。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。お手元資料一番上に議事次第が付いています。そちらに配布資料の一覧を付けています。議事次第の下が出席者名簿になります。その下が座席表です。その下が、資料1-1「栗原市からいただいたご指摘について」、資料1-2が「大和町からいただいたご指摘について」、資料1-3が「加美町からいただいたご指摘について」です。資料2-1が「深山嶽の候補地における現地視察結果とそれを踏まえた環境省の考え」ということで、同様に資料2-2が「下原の候補地における現地視察結果とそれを踏まえた環境省の考え」、資料2-3が「田代岳の候補地における現地視察結果とそれを踏まえた環境省の考え」ということです。本日の配布資料は以上です。

なお、本日の会議はマスコミも同席可能としています。前回の会談におきまして、カメラ撮りについてご意見をいただいたところです。環境省といたしましても、会議の透明性を図ることは大変重要と考えており、これまでの市町村長会議、あるいは関係者会議につきましては、全てマスコミに対してフルオープンで開催してきたところです。他方で、カメラ撮りにつきましては、どうしても初めから終わりまでカメラに囲まれた中で議論ということになりますと、なかなか落ち着いた中での議論はできないということ、また、参加者に余計なプレッシャーがかかってしまうということから、今日の議論に影響を与えてしまう恐れがあると考えています。

ということで、現状のやり方で、マスコミに対して会議の内容は全て伝えられているところですので、これまでどおりカメラ冒頭撮りの形式で会議を開催することについて、ご理解いただきたいと考えています。それではすみませんが、マスコミの方々、カメラ撮りの方はこれまでとさせていただきますので、退室をお願いします。本日も、円滑な進行にご協力いただけますよう、お願いいたします。これからの議事進行は、浮島政務官が務めさせていただきます。それでは、浮島政務官よろしく申し上げます。

浮島政務官：それでは、本日の進行役を務めさせていただきます。どうかよろしくお願ひします。座らせていただきます。

まず、本日の進め方としては、議事次第にあります議題1「第3回関係者会談においていただいたご指摘について」および議題2「候補地における現地視察結果とそれを踏まえた環境省の考え」につきまして、環境省から資料に沿ってご説明させていただきたいと思ひます。その後、ご出席の3市町長の皆さまから順番にコメントいただきまして、それぞれのコメントにつきまして、環境省からご回答させていただき、その後、さらに意見交換をさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速説明に入らせていただきたいと思ひます。

梶原部長：環境省の梶原です。まず、各市町からいただいたご指摘について、ご説明申し上げたいと思ひます。資料1-1を見ていただきたいと思ひます。

まず最初に、栗原市からいただいたご指摘です。

第1点目ですが、実際に現地視察をした結果、並びに栗原市からいただいた候補地のデータからも、岩手・宮城内陸地震による大きな被害を受けている地域であることは明らかであり、候補地としては不適切ではないか、とのご指摘についてです。資料2-1とも共通するところですが、6月13日の現地視察におきましては、候補地内に生じています地割れ、また、候補地西端の崩壊箇所をご案内いただきました。また、候補地におきまして、今後の地滑りや崩壊地につながる懸念を持たれているという背景について、理解を深めることができたところです。

一方で、今回の詳細調査の候補地につきましては、市町村長会議で合意されました選定手法に基づいて選定されたものであることについてはご説明をさせていただいております。既存の知見で一律に評価できるデータから得られる情報にも限度があることも事実です。これまでの会議において出されましたご意見等にしっかりお答えするためにも、詳細調査を実施して、詳細データの追加等を得て、安全性等を評価する必要があると考えています。

その際には、ご指摘を賜った地割れや崩壊箇所の概況調査、ボーリング調査、弾性波探査、標準貫入試験、現場透水試験等、そして施設の場所や配置、工法等の想定を行いまして、地質・地盤性状等を踏まえた安全性について評価してまいりたいと考えています。

このような形で、より科学的、技術的な観点からの安全性を評価したいと考えているところでして、詳細調査の実施に向けて、ご理解とご協力をお願いしたいと思っているところです。

1ページをおめくりいただきまして、右側のページ、3ページです。国の有識者のメンバーと栗原市の専門家の間で意見交換を実施して、候補地の安全性について議論を深めるべきではないでしょうかというご指摘を賜っているところです。詳細調査につきましては、安全面の支障がないこと、事業実施の観点から施工が可能であることを、文献調査及び現地での調査データを用いてしっかりと確認することとしています。詳細調査で得られましたデータを有識者会議で評価していただくに当たりましては、有識者会議のメンバーと栗原市からご要望のあった地質・地層・地すべり等の専門家との意見交換を実施してまいりたいと考えています。

次に、資料1 - 2をお開きいただきたいと思います。前回防衛省との間でのやりとりについて、ご説明を申し上げたところです。その点につきまして、正式な文書でなされているのであれば、その開示を、担当部署についても明らかにすべき、そして緩衝地帯としての目的を阻害しない範囲での使用が考えられるとの回答において、環境省としてはどう考えているのか、あるいは、周辺の方々の理解ではなく、了解を得る必要があるのではないかとご指摘を賜っているところです。防衛省との関係におきましては、防衛本省の地方協力局施設管理課を通じて防衛省と調整させていただいているところです。回答につきましては、口頭でいただいたものです。環境省といたしましては、緩衝地帯としての目的そのものを阻害するということはないと考えているところです。指定廃棄物の処理につきましては、放射性物質汚染対処特措法に基づきまして、環境省が行うこととされておりまして、最終候補地となった場合には、環境省が責任を持ってご説明を行い、施設周辺のお住まいの方々のご理解を賜っていきたいと考えているところです。

ページをおめくりいただきまして、2ページです。市町村長会議での議論の経緯は尊重しなければいけないけれど、現在さまざまな課題が出てきているということ、また、県全体の問題であることを踏まえて、市町村長会議を開催して理解を深める必要があるのではないかとご指摘を賜ったところです。市町村長会議の議論を重ねて確定しました候補地選定の手法または提示方法においては、詳細調査を実施する候補地を選定し、市町村長会議において候補地を提示し、詳細調査を実施した上で、最終的な1カ所の候補地を提示することにしてまいりまして、既にこのような手続きについては全市町村長にご説明させてい

ただいているところです。今後、詳細調査を実施し、さらなる情報が集まった段階におきまして、市町村長会議の会議開催も含めて、今後の進め方について検討させていただきたいと考えているところです。

右のページです。下原の候補地の植生自然度につきまして、環境省が発行しています昭和54年度の植生自然度図を用いて実施したということであるけれど、この時点ではまだ候補地に住民が住んでいて、現状を踏まえた適切な自然度の評価ができていないのではないかとということです。

評価の参考とする知見としましては、昭和54年度の第2回植生調査に含まれている情報を活用しています。この自然要因の中では、一部が自然度が2ということになっていました。昨年11月に、これらの既存情報に変化がないかを実際の現地で確認を行いましたところ、候補地内において植生自然度図上で自然度2となっていた場所が、自然度4に変化しているほか、候補地の外周などには自然度6および自然度7が存在していることが確認されています。従いまして、昭和54年度版の自然度をそのまま使ってはならず、現地確認により現状を踏まえた植生自然度の評価をしているところです。

資料1-3です。ページをお開きいただきまして、1ページです。候補地選定は市町村長会議で確定した選定手法に従い、正確かつ確実に、また、既存データのあるエリアを除外する作業を行ったとのことであるが、候補地内に勾配30度以上の傾斜地が存在しており、あらかじめ除外すべき土地を除外せずに必要面積が確保できるとしたのではないだろうか。このやり方は市町村長会議でも説明されておらず、選定手法から見てルール違反ではないか、というご指摘を賜っています。

選定手法につきましては、候補地選定に際しては、安全な処分に万全を期すために、既存の知見により安全等が確保できる地域を抽出する等、候補地選定手順に従って選定を行う。ただし、最終的な候補地選定に当たっては、候補地の現地確認や詳細調査を通じて、追加的な情報を得て判断する、とされているところです。

安全等の確保に関する除外エリアにつきましては、勾配30度以上の傾斜地に該当するエリアについて、数値地図25000の50メートルメッシュ標高データを用いまして、GISソフトの計算機能を用いて算出することとしています。その一方で、利用可能な国有地・県有地として情報を入手した土地のうち、田代岳におきましては、「更地、岩石採取跡地」という情報があらかじめございまして、上記の計算結果との齟齬があることがあらかじめ判明しました。このため、空中写真の利用を通じ確認したところ、更地であること

があらためて確認されました。このように、具体的な候補地の選定作業を行う前の段階で、50メートルメッシュの標高データから算出されたデータは、明らかに現状を反映していないことが確認されたことから、更地であるという情報を用いるとともに、現地確認によりまして、その詳細を確認することとしました。現地確認では、これまでご説明したとおり、なだらかな土地で必要な面積が確保可能であると判断したところです。

従いまして、ページをおめくりいただきまして、田代岳の候補地につきましては、最終的には現地の地形の確認において判断していますが、安全等の確保に関する事項の配慮に除外すべき地域は除外した上で選定しており、ルール違反と考えているところではございません。

3ページ目です。以前、環境省から提供された資料では、災害復興のために利用可能な国有財産として東北財務局から情報提供を受けたとの説明があったけれども、東北財務局に確認した結果「そのような国有財産はない」とのことだった。誰がどのような根拠で利用可能な国有財産として決めたのでしょうか、というご指摘がありました。宮城県の詳細調査を行う候補地の選定作業に当たりまして、まずは利用可能な国有地の抽出を行う必要があります。環境省から東北財務局に対して、災害復興のために利用可能な国有地情報に関して、宮城県における国有地の情報提供を求めたところ、複数の国有地情報を提供いただいたものです。その中に、今回の田代岳の地域については、先ほど申し上げましたように、更地、岩石採取跡地という情報があつたわけです。

次に、横書きになりますが、先立って各市町の協力を賜って行わせていただきました現地視察の結果と、それを踏まえた環境省の考え方について、ご説明を申し上げたいと思います。

まず2-1、深山嶽の候補地に関するものです。現地でのご説明は、荒砥沢ダム周辺で、まず岩手・宮城内陸地震の際に生じた大規模な崩壊箇所についてご説明賜ったところです。また、候補地の中では地割れや西端の崩壊箇所ならびに継続的に崩壊が発生しているということ等につきまして、ご説明を賜りました。また、深山嶽地区あるいは荒砥沢地区におきましては、軽く脆弱な堆積物の上に固くて重い溶結凝灰岩が重なる構造の形成があり、大規模地すべりを発生させる要因になっていることの説明を賜りました。また、安全性を確認するためにはボーリング調査が必要であり、ボーリング箇所を専門家に確認してもらふべきとの説明を受けたところです。

私どもとしましては、荒砥沢ダム周辺の大規模な崩壊箇所を確認し、また候補地内の地

割れや崩壊箇所についても確認させていただいたところです。

また右の欄ですが、私どもの考え方です。候補地の表面だけではなく、地下の地質構造についても把握する必要があり、このための詳細調査が必要であると考えています。候補地内の詳細調査につきましては、地質・地盤状況、地下水の状況、調査のボーリング、弾性波探査、標準貫入試験、現場透水試験等が必要だと考えています。また、候補地周辺につきましても、詳細調査の段階で地形・地質踏査が必要であると考えているところです。

次に、資料2-2です。さまざまご指摘をいただいているところです。まず、候補地の地盤が軟弱だというご説明を賜ったところです。これにつきましては、先ほどの栗原市に対する考え方と同様ですが、しっかりと地下の地質構造等についても把握する必要があると考えています。また、演習場につきましては、実弾を使った演習の着弾地に近く、跳弾等の事故の可能性があるとのことをご説明を賜ったところです。これにつきましては、映像による演習の様子や演習時の騒音につきましてもご確認させていただいたところです。また、北側の山を隔てて演習場が存在することについても、拝見させていただいたところです。

私どもとしましては、実際の演習時の振動等について、詳細調査の段階で調査が必要であると考えています。防衛省によりますと、演習での誤射等の無いように安全確保の措置を実施すると聞いていますが、万が一の災害に備えて作成する緊急時マニュアルや訓練等を通じた対処を行っていく必要があると考えています。

ページをおめくりいただきまして、埋蔵文化財につきまして、下原遺跡が候補地の中に存在するといったご説明を賜ったところです。史跡・名勝・天然記念物以外の文化財については今回あらかじめ除外する地域に入れていないところです。詳細調査で留意すべき必要な手続きを確認するとともに、必要な範囲において埋蔵文化財に影響を及ぼさないような施設の配置の検討を行っていくことが必要であると考えています。

また、動植物、自然度につきましては、一帯には希少種であるオオバヤナギの群生地があるとの説明、また、自然度が4と考えられるということであるけれども、夏に調査を行い評価を見直すべきであるといったご説明をいただいたところです。私どもといたしましては、最終調査地につきましては、これまでご説明している手順に従い、動植物調査、これは文献やヒアリングを基本としますが、そういうことを実施して、施工時におけます配慮事項について検討、整理を行っていくことが必要であると考えています。ただし、この動植物調査の一部については、先行して詳細調査と同時期に開始してまいりたいと考えています。候補地には植林や二次林の部分もありますが、自然度4の部分で必要面積は確保

できるものと考えているところです。

3 ページ目です。アクセス道路につきまして、アクセス道路が一本道であるということで、通学路等になっているというご説明を賜りました。車中から、アクセス道路の状況ならびに周辺の小学校の概ねの位置等を確認させていただいているところです。運搬に当たりましては、飛散・流出対策を実施するとともに、混雑する時間帯や通勤・通学の時間帯をできるだけ避けることにより、安全を確保してまいりたい。このために、道路状況や周辺施設の調査が必要だと考えているところです。また、水源への影響につきまして、河川に近接しており、流域の農業用水、あるいは色麻町や演習場の水道水源として使われていることも考慮すべきといったご指摘を賜っているところです。嘉太神ダムや色麻町、演習場の水道水源の方向あるいは距離感について、確認させていただいたところです。水源に影響を及ぼすことのないように配慮することは極めて重要であると私どもも考えていまして、水を出さない遮断型構造とする、モニタリングも徹底すると考えています。詳細調査におきましては、表流水や地下水の流量や水質の測定を実施していきたいと考えているところです。

資料 2 - 3 です。地すべりににつきましては、田代岳一帯は地すべり地帯であり、候補地周辺には崩落地も存在するというご説明を賜りました。また、候補地内の土地につきましては、大変もろい凝灰岩・泥岩で構成されているとのご説明、また、法面については崩壊している、あるいは山が動いているといったようなご説明を賜ったところです。現地におきましては、候補地周辺の治山施設を案内いただき、ご確認させていただいたところです。また、法面の表面が風化している様子、あるいは法面保護工の一部について剥落を確認させていただいたところです。また、沈砂池のコンクリートに亀裂が生じていることについても確認させていただいたところです。

これにつきましては右側です。候補地の表面だけではなく、地下の地質構造等につきましても把握する必要があり、このための詳細調査が必要であると考えています。候補地内の詳細調査についてはここに書いてあるとおりですし、また、候補地周辺につきましても地形・地質調査が必要と考えています。法面保護工の一部が劣化している部分については、その状況の確認、あるいはその対策ができるのかどうか、あるいはどういった対策をすべきかかどうかという検討も必要だと考えているところです。

ページをおめくりいただきまして、強風について、風の通り道で強風地帯であり、通常は立ってられないほどの強風であるというご説明を賜りました。今回の視察については、

その強風は確認されていませんが、右側にありますように、文献ならびに強風を把握するための調査を含む詳細調査によりまして、気象条件を的確に想定し、施設の設計施工に当たって十分な安全性を確保することが必要であると考えています。

候補地の面積につきましては、平坦面が1.96ヘクタールしかなく2.5ヘクタールは確保できないというご説明を賜ったところです。平坦面、低い切り土、沈砂池、通路など、あるいは周辺の水路といったものも確認させていただいたところです。

別につけておりますが、平坦面、低い切り土、沈砂池、通路を合せて必要面積2.5ヘクタールの確保が可能だと考えているところです。この2.5ヘクタールにつきましては、ページを1枚めくって最後のページです。上のポンチ絵につきましては、施設配置の例として既にお示ししてきたものです。この中にありますように、左上にありますように防災調整池等につきましても、あらかじめ考えて、この施設の2.5ヘクタールの中に入れていきますし、また、搬入道路、構内通路等も入れていきます。実際下のページにありますが、どういったものを考えているのかといったことですが、例えば外周道路につきましては、敷地境界との間の水路やフェンスなどの用地、あるいは道路につきましてはゲート、トラックスケール、あるいは洗車場所なども入れることを考えています。また、防災調整池、あるいは防火水槽や焼却炉用の貯水槽等につきましても、当然ながらこの2.5ヘクタールに入れているところです。

ページをおめくりいただきまして、戻っていただきまして、3ページです。水源の影響について、排水の経路あるいは下流部におきます水利用についてのご説明を賜っています。岩堂沢ダムやニッ石ダムの方向、あるいは距離感について、確認させていただいたところです。水源に影響を及ぼさないこと。これについては、非常に重要なことと考えています。そのため、水を排出しない遮断型構造とする、あるいはモニタリングも徹底するということです。表流水や地下水の流量、あるいは水質の測定をさせていただきたいと思っています。

また、周辺にクマタカ、オオタカ、サシバ、ハッチョウトンボが生息していたようなご説明を賜ったところです。これにつきましては、最終候補地につきましては動植物調査を実施して、施工時におけます配慮事項について検討が必要であると考えています。しかしながら、一方で、動植物調査の一部については先行して詳細調査と同時期に開始したいと考えているところです。

私からの説明は少し長くなりましたが、以上です。

浮島政務官：それでは、ただ今からご出席の3市町長の皆さま方から順番にコメントをいただき、また、環境省の方からご回答をさせていただきたいと思います。また、後ほど意見交換の時間も別途取っておりますので、大変恐縮でございますけれども、最初のご発言はなるべく簡潔にお願いさせていただきたいと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いたします。

それでは、まず栗原市の佐藤市長様からよろしくお願いたします。

栗原市長：いつもトップが栗原市なのです。こういう会談のときは順番で送っていくのですよね。コメントの長い加美町さんをお願いするのが先ではないでしょうか。順番を変えてください。お願いたします。

浮島政務官：今、市長様からご意見をいただきました。では、もしよろしければ本日は加美町の猪股町長様から順番に、始めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

加美町長：短くというお話があったのですが、われわれはスライドでご説明したいと思っていますので、今お話ししたらいいのでしょうか。後からでいいのではないのでしょうか。

浮島政務官：もしスライドがあればどうぞご利用くださいませ。

加美町長：長くなると思いますが、特に前回現地の視察をいただいたことにつきましてあらためて御礼申し上げます。たまたまそのときは早朝だったものですから、風がほとんどない状態でした。私も6度ほど現場に行って、やはり早朝というのは、どこでもですが、あまり風が吹きません。午後からになりますとかなりの強風が、先日行ったときも秒速12メートルでしたから、かなり強風でした。ですから、この前、副大臣から「一度強風の際に来てみないといけませんね」というふうなお話もありましたものですから、そういったことも含めて、現地の状況というものを再度ご理解いただくことも必要なのかなというふうなことも考えています。

最初のコメントということだったので、まずは次にお譲りして、後から意見交換のとき

にお話しいただきます。

浮島政務官：ありがとうございます。それでは、続きまして、大和町の浅野町長様、お願いいたします。

大和町長：それでは、私の方からは回答でありましたことについてご質問させていただきたいと思います。まず1番目ですけれども、防衛省との関係のことです。回答の中で、防衛省の回答につきましては口頭でいただいたものという回答がございました。こういった大事なことを決定するにあたって、情報の提供とか、そういったものを口頭でやられるというのでよろしいのかなというような気がしております。そういった中の判断で、材料でこの候補地に選ばれたとすれば、その選択の仕方については、情報の収集としては非常に拙速だったと私は感じております。

そして、6月4日の回答ということですが、その前にもこういった回答が防衛省の回答ということで、第1回目の会議のときにも、私の「緩衝地帯を作ることについて防衛省はどう考えているのですか」という質問に対して、お答えの方は「環境省に確認したところ、緩衝地帯としての目的を阻害しない範囲での使用が考えられるとのことです」となりました。同じく「防衛省としては周辺にお住いの方々の理解を得ることが大切であると考えているとのことです」というような、言ってみれば伝聞調の回答をいただいたと思っております。

こういったことを考えますと、1月20日にわれわれは3候補地として挙げられたわけですけれども、その段階での判断材料といたしますか、防衛の考え方といたしますか、そういったものについて防衛側ではどれだけの認識をしていたのだろう。こういったものが建てられると思ったのだろうなと甚だ疑問に思っているのです。それだからこそ、前回の質問の回答でも、防衛省の土地を利用するにあたっての一般的な考え方、あのような回答しか来ていなかったのではないかと感じております。

防衛省では今回の施設についてどこまでその内容を把握しているのか。また、環境省から防衛省に対してどのような説明をして、その結果、防衛省からこのような回答が返ってきているのか。防衛省に対して問い合わせた内容はどのような内容なのか確認をさせていただきたいなと思っております。

それから、同じところで、「環境省としては緩衝地帯としての目的そのものは阻害しない

と考えております」というような回答です。緩衝地帯としての目的は阻害していないということですが、このことについてまず第一に確認したいことですが、前回の答えに「その用途としては、周辺地域の特性に応じて、公園、緑地、広場、その他の公共空地、駐車場等の緩衝地帯としての目的を阻害しない範囲での使用が考えられるとのこと」と防衛から返答があったわけですが、このことについて、環境省は今回作るようとしている施設がどれに当てはまると考えているか。

先日現場を視察してもらったとおり、繰り返しになりますけれども、下原地区というのは三方を自衛隊の演習場に囲まれております。そして、演習場の当然隣接地ですし、しかも着弾地に600メートルの、これも見てもらいましたが、至近距離であったということを確認していただいたところです。皆さん、ビデオの砲撃音とか、着弾の音とか、そういったものに随分驚かれたというか、そういうことですが、何よりも着弾地に非常に近いということですね。このことを確認してもらいたいと思いますか、再認識してもらいたいと思います。

今回配っておりますけれども、これですね。写真です。この場所は副大臣や皆さんに見てもらった途中の現場ではなくて、帰りの上の方から見てもらった着弾地からの場所です。この左側の山が「ちょうど着弾地のこっち側にありますよ」と言った山です。この山とこの山は同じなのですが、この煙は着弾したところの煙ですね。これは着弾地の煙です。見えるということです。あと、この火といいますか、これは弾薬が当たったということです。反対側のすぐ下が候補地だということですから、音もさることながら、近いということにつきましてあらためてご確認をいただきたいと思っております。

それから、緩衝地帯としての目的は阻害しないと考えているということですが、このことについて全く考え方が違うと私は思います。この土地は、前にもお話ししましたが、国の施策の中で下原地区、それから、隣の升沢地区もそうなのですが、住民の方々が国の責任によって生まれ故郷、ふるさとを離れざるを得なかった。土地を手放さざるを得なかったということです。

福島県の方々が原発事故で被災されまして、いろいろなところで苦労されて住んでおられるのですが、その方々も「何としてもふるさとに帰りたい、戻りたい」ということで、大変な強い希望といいますか、思いがあると思っております。また、国の方でもその思いをしっかりとつかんでというか、知っていただいているから、除染をしたり、また、30年後に帰れるようにするとか、そういった形でやっているのだと思っております。そ

の福島の方々が思っている思いと同じ思いを当時の下原地区、または升沢地区の方々が持っておったわけですね。

そういった思いがありながらも、下原地区の住民はそのときに、大きく言えば、日本の平和を考えて、また、沖縄の方々の痛み、苦しみ、そういったものを真剣に考えて、幾分なりともその痛み、苦しみを軽減するためのできる限りの負担をすることが国民として大切だという考え方を持ちながら、国の施策に協力することを決意して、断腸の思いでふるさとを離れたわけです。先祖代々住んできた土地を手放したわけですね。

その土地の使用目的というのはあくまで王城寺原演習場の緩衝地帯、緩衝緑地帯ということで使用するというので、明確な目的を住民に示して、住民はそのことを受けて、大切な土地を譲り渡した。国はその土地を譲り受けたわけですから、このような土地に目的以外のものを作る、建てるということは断じて許されることではないと思っております。

この土地に目的以外のものを作るとなれば、自衛隊を設立して60年になると思うのですね。そういった方々、または防衛省の方々が築き上げてきた信頼関係といえますか、こういったものがぶち壊されると思っております。また、当然ながら、今後の王城寺原演習場の周辺におきます自衛隊の演習、米軍の演習も含めてですが、そういったものに対する強い不安感、不信感、こういったことが増長すると思えますし、増幅すると思えますし、自衛隊と住民の協力体制が続くことは非常に困難であると私は考えております。こういったことを考えてみても、緑地帯としての目的そのものを阻害しないと考えると、そういったことを言えるものではないと思っております。

それから、説明ですが、環境省が説明を責任を持つてするという事です。指定廃棄物の施設建設については環境省の管轄ということはそうだと思っておりますけれども、この土地の利用については、今申し上げたこともあるわけですので、まず防衛省の方から明確な説明を、もしそういうふうを使用するのであれば、目的を住民といえますか、大和町全体に説明をして、理解ではなくて、了解をもらうということについての防衛省としての責任は防衛省にあると私は思っております。

それから、2番目の市町村長会議について申し上げましたけれども、このことにつきましては、本来指定廃棄物の候補地の選定にあたっては、一番最初に平成24年10月25日に宮城県に被災した指定廃棄物の最終処分場に係る市町村長会議がなされております。このときに、そうなった場合には、該当市町村だけではなくて、県内全市町村が協力して対応するとなっていたはずですが、また、栗原市も市町村長会議を大事にしたいとおっしゃ

っているようなことでした。

これについて、1月20日以降、全然市町村長会議が開催されておられません。前にもお話ししましたけれども、そういった中でこういったいろいろな課題が出てきたわけですので、県内の全市町村長にその課題を検証してもらって、意見をいただきながら進めていくことが、市町村長会議で決めた県内全市町村で協力して対応するという姿勢だと考えます。従って、詳細調査の実施の前に市町村長会議をやるべきだと私は思っております。

それから、現地を見たいということではいろいろお話があったところですが、詳細調査の中で確認をするというようなお話です。水とか、そういったものについては遮断型にするとか、そういったことは当然の話だと思っておりますし、モニタリングも当然だと思います。ただ、もし何かが起きた場合にどういった被害が起こるか。そういったことを考えながらやるわけですから、「これは何も起きないで、安全ですよ」と言ってしまうと、それまでという考え方はちょっといかなと思いますし、特に水なんかについては、関係する市町村、その最終候補地になったらとかではなくて、事前に説明する必要があると私は思っているところです。以上です。

浮島政務官：ありがとうございました。

梶原部長：ご指摘を賜り大変ありがとうございました。まず第1点の防衛省との関係です。防衛省の今回の回答については、口頭のやり取りで、この文章でいただいたものです。それにつきましては、窓口は施設管理課ですが、防衛省としてご判断を賜ったものです。また、防衛省に対しましては、これまでの市町村長会議での資料等につきましてもご説明をし、内容についてはご説明をしているところです。

それから、防衛省の考え方の中に、1ページの下の方に前回の回答も書いてありますが、けれども、「緩衝地帯としての目的を阻害しない範囲で使用は考えられる」ということで、例示をされているルートのうちどれにあたるのかということです。これに関しましては、公園、緑地、広場、その他の公共空地、駐車場ということでは阻害がないわけですが、緩衝地帯としての目的、つまり、それ自体の目的は二つの場所を緩衝するという意味で、離隔をするという意味だと思っております。その離隔をするという意味においては、目的そのものは阻害しないということだと思っております。ただ、その上で、今回経緯があって、その経緯を踏まえれば、利用すべきかどうかといったようなご判断があるのではないかと

うご指摘だと思います。

もう1点、誰が説明をすべきかということですが、これにつきましては、実際に処分をするということになりますと、環境省が責任を持って対応すべきものと考えているところ
です。

それから、市町村長会議につきましては数度にわたりご指摘を賜ったところですが、現時点において私どもは、これまでの経緯につきましては、全市町村長にご提案をさせていただいたところでありまして、さらになる詳細調査の情報が集まった段階で、その開催も含めて、進め方については検討させていただければと思っている次第です。

水のことにつきまして、下流のところの説明すべきではないかというご指摘です。また、事故時の措置でしっかり万が一のところを考えるべきではないかというふうなことです。万が一のことにつきまして、そういうことが起こらないようにするということが当然のことだと思っておりますけれども、何かがあった場合について、非常時があった場合の対応等につきましても当然のことながらしっかり計画としてご提示をさせていただくことも必要だと思っておりますし、そういった使えるかどうか。あるいは詳細調査の結果、どういうことを実際に懸念し、対応すべきかどうかという段階でしっかりとご説明できるような中身を作らせていただいて、ご説明をさせていただければ幸いであると考えております。

浮島政務官：それでは、栗原市の佐藤市長様、よろしくお願いたします。

栗原市長：今回の回答では候補地へ環境副大臣、浮島政務官に現地を実際に見ていただいて、大変にご理解いただいたものと私は受け止めています。さらに私どもが提案いたしました有識者会議のメンバーと6年3カ月大変な苦労の中で現地を見続けられた代表であり、グループの地質学者と一緒に懇談をしていただくと、そこで議論していくことについてしっかりオープンでやっていただくことは大切なことであり、その部分を承諾いただいたので、私としては回答に、満足ではないですが、理解をさせていただいたものと考えております。

何を言いたいのかといったら、やはり古いデータで、いいかげんなデータを集めてきて、それをもってきたところに問題があると私は思っております。従って、新しいデータをしっかり確認されて、全地区を踏査されることが大切ではないのか。その上で調査をされることが詳細調査の入口になるのではないだろうかとは考えております。従って、3地区

ともいろいろな都合があろうかと思いますが、現地で確認をされ、そして、さらに調査が新しいデータでやられることを条件に、中に踏み込むことは大切なことだと私は考えております。今回はコメントと言われましたので、そういうコメントをさせていただきたいと思っております。

浮島政務官：ありがとうございました。

浮島政務官：それでは今皆さまからコメントをいただきましたが、さらにご意見、ご質問等があれば賜りたいと考えております。ご意見、ご発言のある方は挙手をしていただき、こちらからご指名をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

加美町長：最初に申し上げておきたいことがあります。私、5者会談に臨むにあたりまして、知事から提案がありまして、2つの条件をつけさせていただきました。一つは、この会談は詳細調査を前提としないと。前提としたものであれば私は参加をいたしませんということを申し上げました。また、マスコミへの公開ということも条件として付けさせていただきました。一部守られているところもありますが、残念ながら完全に守られているというようには感じていないわけです。ぜひ、この二つの条件については、お守りいただきたいと思っていますところでは。

それでは今日はスライドを用意してきましたので、スライドを通して、われわれの持っている3つの疑問点に絞ってお尋ねすると同時に、われわれからの提案もさせていただきますと思っています。

まず候補地の面積についてです。

この図面は、田代岳の図面です。恐らく環境省は東北財務局から入手されたのでしょうか。この赤く囲まれたところが環境省が2.6ヘクタール取れると言ってきた、地形としては大変不格好な、われわれが全く想定していなかったような2.6ヘクタールが提示されたわけです。

そもそも必要面積、選定の時点では2.64でした。そもそも必要面積2.64ヘクタールを確保できる、なだらかな地形の土地の要件を満たしていないというように私たちは考えています。この「必要面積2.64ヘクタールを確保できる、なだらかな地形の土

地」、私はこれを何回読み返しても、このようにしか理解できません。候補地全体がなだらかな地形の土地。環境省が示したように言いますと、平均傾斜が15パーセントを切ると。その中に2.64ヘクタールが確保できる。よろしいですか。必要面積を確保できる、なだらかな土地と。私は、これ以外の日本語としての解釈はできないだろうというように思っております。ですから、私は、そもそもこの場所が要件を満たしていないというように考えております。

実際環境省のご担当の方も、4月15日・28日の2回にわたり面積が不足しているということを認めております。前回この点を指摘しましたが、回答はありませんでした。さらに田代岳の候補地、指定された場所は、この7.9ヘクタールですね。平均傾斜は、前にもお話ししたように50パーセント、26.5度です。全く要件を満たしておりません。

ちなみに4月30日、書面にて質問しました傾斜算出方法については、もう2カ月以上過ぎておりますが、いまだに環境省から回答が来ておりません。

続きまして、調整池についてお尋ねしたいと思います。今ご説明を受けました一番最後のところに配置例があって、このように調整池も、きちんと2.5ヘクタールに含まれていますというご説明でした。これを見ますと、防災調整池、雨水を一時的に貯留して下流への放出を抑制すると。これは普通の防災調節ですね。その下に堆積土砂量を含んだ調整容量を確保することにより、沈砂池としても機能するというように書いてありました。私、前にもお話ししたように、沈砂池はなくすことができないものですから、環境省の沈砂池の必要性を感じて、沈砂池としての機能も兼ねた調整池というようなことを言っていたのだと、当然のことですが、国もお考えになっているのだと思っております。こういうことで、必要な2,500平米の防災調整池は確保できるということなのですね、梶原部長。こういうご回答をいただいたわけですが、その上で、あえて確認をさせていただきたいと思っております。

これが前にもお示しいただいたものですね。つまり2,500平米の根拠がここだということで、間違いありません、梶原部長。上記の位置から5の面積22,800平米に対して、宮城県林地開発許可の基準に従うと、3,215立米の調整池容量を確保するため、一辺42メートルで、深さ5メートルの調整池を設置すると。防災調整池の面積は調整池の周囲の作業道路を加えて2,500平米としたということで、これは間違いありません。これも含めて合計25,000平米ということですね。これは間違いのないことだと思っております。

環境省では2,500平米の調整池を造れば、先ほどの防災調整池としての機能、雨水も一時的に貯留して下流への放流を抑制するという機能が果たせると。それから堆積土砂等を含んだ調整容量を確保することにより沈砂池としても機能するというような解釈でよろしいのでしょうか。これは間違いはないですね。分かりました。

次の図面を見ていただきたいと思います。このブルーが、いわゆる環境省が言ってくる平坦面で2.6が取れるということですね。先ほどの表にあります1～5までの施設をこの中に造ることができます。それから2,500平米の調整池も、この中に造ることができます。そして雨水を一時的に貯留して下流へ流すという調整池の役割、沈砂池としての役割も果たすことのできる調整池を造るということですね。それを今確認させていただきました。

しかし、実はこの場所は他と違うのです。ご承知のとおり、これはすり鉢状になっています。集水面積としては、濃いブルーの法面を加えないといけないのです。そうしますと集水面積は、国が示しております22,800平米ではなく、64,632平米になります。そうしますと、先ほどの宮城県の林地開発許可の基準に従えば、町の試算では、調整池の面積は2,500平米ではなく、5,000平米、いわゆる倍の面積が必要になります。容量も3,215立米ではなく、9,113立米必要になります。つまり平坦面が最低2.8ヘクタール以上ないと、そのような調整池は造れないということなのです。ですから環境省がおっしゃるとおり、まさに必要な面積を十分確保できる、なだらかな土地でなければならないということなのです。残念ながら、ここは必要面積を確保することができません。

次に、水源について、お尋ねします。水は、この図のように流れています。これは当然です。そして水道水や農業用水として利用されるわけです。水田から候補地が下流に遠ざかれば遠ざかるほど影響を受ける人が少なくなります。人々の安心感が得られやすいという考えは十分理解できます。しかし、水源にさかのぼり、水源そのものに造るということは、その考え方に逆行します。とても理解しがたいことです。流域全体に住む人々の不安が増幅され、決して理解を得ることのできない場所と考えております。そもそもこの指標は、安心等の地域の理解がより得られやすい地域を選定するための評価項目です。水源を候補地にする考えは、この指標の指示にそもそも反している、矛盾しているというように

私は考えております。田代岳は平成22年3月、山間部の水道水源のうち、その地域の良好な水循環の保全を図る上で、特に重要と認められる区域として、県が水道水源特定保全地域に指定した水源です。指定されている水道水源は県内で3カ所しかありません。貴重な水源を汚し、住民に不安を抱かせるようなことがあってはなりません。

1月21日以降、私は選定過程で使用した詳細データを出してほしいと言いつけてきました。しかし小さな図面が提出されただけで詳細データの提出はありませんでした。「詳細図面はありません、これ以上のものはありません。」と何度も言われ続けました。そして5月26日になって、ようやく電子データが出されました。分析の結果、一部の図面が作為的に作り替えられていたことが判明したのです。4カ月以上、詳細データはないとし、データを出し渋った理由は何なのでしょう。なぜないと偽ったのでしょうか。私には理解できません。

これが提出された問題の図面です。小さな図面のときには分かりませんでした。拡大して初めて不自然さが分かりました。なぜ勾配30度以上のエリアを赤く塗りつぶして見えなくしたのでしょうか。前回質問しましたが、回答はありませんでした。

さらにもう疑問点があります。5月21日、6月5日、6月9日の環境省のデータには、「既存のデータのあるエリアを除外すること」としてあります。具体的には地すべり地形箇所。ここにも書いていますね。砂防指定地、急傾斜崩壊危険箇所、深層崩壊渓流区域、そして土石流危険区域。土石危険渓流を除外していますが、候補地内に該当する箇所はありませんという回答でした。皆さん、お気づきでしょうか。この文言から、勾配30度以上の傾斜地に該当するエリアが抜けています。3度にわたって抜け落ちておりました。意図的に除いたとしか考えられません。この2つの事実から、不都合なデータを隠そうとした環境省の意図が読み取れます。決して許されるものではありません。

3つの疑問点について述べてまいりました。

面積について。田代岳については、必要面積を確保することはできません。

水源について。県指定の水源に造ることは、決して安心や理解を得られるものではありません。

詳細データについて。選定時の明らかな誤りが確認されました。

これまで述べてきたように、候補地選定には3つの疑問点、そして重大な瑕疵があることは明らかです。選定過程の正当性を認めるわけにはいきません。よって詳細調査の受入

れについては、あらためて拒否をいたします。町民とともに白紙撤退を求めてまいります。

このグラフをご覧ください。これまで県内にある指定廃棄物5800ぐらいありましょ
うか。燃やしてどこか1カ所にといいことで話がずっと進んでまいりました。私ふと立ち
止まって考えたのです。今、稲わら約6割ぐらいが北部の栗原等にあるわけですが1万ベ
クレルと言われております。この1万ベクレルを燃やせずに安全に保管し続けるならば、
10年後には大体8000ぐらいに下がります。30年で半減期ですから5000、60
年には2500になります。しかし、これを燃やしますと30倍になると言われています。
つまり1万ベクレルは30万ベクレル、30年たっても15万ベクレル、120年たっ
ても1万8750ベクレル。果たして本当に燃やして1カ所に埋めるということが正しい選
択肢なのでしょうか。こんなに長期間にわたって国が責任を持って管理できるのでしょ
うか。いくら安全な施設とはいえ、大変なリスクを伴うことには違いありません。確かに指
定廃棄物を保管している自治体、県内で9カ所あります。特に先ほど申し上げた二つの自
治体については保管に苦慮しておられるし、そのことは分かります。しかし、その問題を
解決するために、強引に県内1カ所に最終処分場を建設することで取り返しのつかない事
態を引き起こします。

米が売れなくなります。この前申し上げたように、加美よつば農協には関東・関西の七
つの取引業者のうち5業者から、万が一最終処分場ができれば取引はできなくなりますと
いう連絡が入っております。その他の事業所にも同様の連絡が入っていると聞いておりま
す。価格にも影響が出ます。3.11のときもそうでした。下落するでしょう。食品加工
業者、加美町には6業者ありますが、大変不安を感じています。観光にも影響が出るのは
必至です。若者たちは、地域を出ていくでしょう。まさに、どの町にとっても死活問題で
す。3年後に宮城県で開催される全国和牛共進会、5年に1回の和牛のオリンピックと言
われておりますが、それへの影響も心配されます。また今、加美町も含む大崎地域で大崎
地域世界農業遺産の認定に向けての準備をしております。この中には当然水源のことが含
まれます。今、県のバックアップを受けて進めております大崎地域世界農業遺産の認定へ
の影響も懸念されます。代償は計り知れません。

浮島政務官：大変申し訳ございません。簡潔におまとめいただければと思います。

加美町長：一度立ち止まって、われわれは冷静に考える必要があると思っております。私の率直な意見をさせていただいて、最後にスライドを見ていただいて終わりたいと思います。

私たちは放射能汚染の被害者です。今でも苦しんでいます。被害者に指定廃棄物を押し付けることがあってはならないと思います。焼却して濃度を高め、1カ所に埋めることは問題の解決にはなりません。むしろ風評被害や地域の衰退など解決困難な問題を生み出すこととなります。

3点目、8月30日で特措法施行3年を迎えます。私は、いったん白紙にし、今こそ法律を見直し、専門家の英知を集め、国民的議論を高め、適切かつ合理的な処分方法を見出すべきだと思います。先日、中学1年生の3人組が私のところへ来て「町長さん、私たちも絶対反対ですから、私たちも行動を起こしますから」と言ってきました。それが町民の声です。

最後に、一昨日、断固反対する会が開催した1000人集会における加美町民の悲痛な訴えをお伝えしたいと思います。まさに町の存亡にかかわることです。決して町民の理解を得ることはできません。

浮島政務官：多岐にわたるご質問をいただきました。それではご回答をさせていただきたいと思います。

梶原部長：非常に多岐にわたってご意見を賜りました。まず3点についてご意見を賜ったところですが、一つは、面積が足りないのではないかというご指摘です。なだらかな土地、これは7.9ヘクタール全体がそうあるべきであるというようなご指摘です。これは他の候補地の説明もしておりますが、どういう塊で土地を取られて、どういう整備をしていくのかという問題があります。全体として2.5ヘクタールの土地が取れば基本的には施設は造れます。従いまして、入口の問題として、どのぐらいの大きさを全体がなだらかではなくていけないかという問題ではなく、2.5ヘクタールの土地として要件が該当できるような土地を探すということです。

例えば国有林などもいろいろありますが、国有林全体がということではなくて、そういったような塊の土地が取れるところという形で整理をしておりますので、2.5ヘクタールの土地があればできるという整理であると考えております。

あと防災調整池については、もう一つ大きな土地が必要なのではないかということです。現時点において、こういったような土地の使用の仕方をするかといったような話は、これから詳細調査を経て、現地の特성에応じて配置計画などを考えながらご説明すべきものだと思っております。そういう意味におきましては、2.5ヘクタールの土地でこういったような面積にするか、こういったような配置にするかというのは極めて標準的なものを書かせていただいているわけですが、今後実際の設計にあたりまして、詳細調査の中での土地の状況、地質の状況等も踏まえて、実際にどういう形でできることになるのか。それで実際に施工上の安定性はあるのかどうかということも詳細調査の中で検討していくことになるかと考えております。

その次に水源に造ることについてのご指摘がありました。水源については、当然のことながら、水源に影響を与えないような構造にする。これは浅野町長からもおっしゃっていただいたことなのですが、基本的に、まず水の懸念のないような施設にする、あるいは地域にするといったことが前提です。そういう意味で、有識者会議の中においても、そこで安全は確保し、ただ、そうは言うものの住民の方々のご理解を賜る上で、できれば*水利点*から離れた方がいいだろうということです。下流地域にとって上流は常に水源ということだと思いますが、上流地域に造ってはならないというご指摘を賜っているわけではないということです。この点についても、もちろん安全、あるいは当然ながら事故、問題があればすぐ緊急の対応をするという前提の議論ですが、問題がないようにするということです。

3番目のデータの話につきましては、これまで時系列的なデータの提出について遅いという話がありました。これは私ども前にも申し上げたかと思いますが、できれば3市町共通して横並びで出したいという考え方に基つきまして、若干遅れたことはあります。これはお詫びしたいと思っております。それでデータを出すということなのですが、詳細なデータについては最終的には地図情報で確認しておりますので、地図情報上のデータを出させていただいて、その中で、さらには、それは現データも出せという話もありましたので、それについても出したところです。その中で、作為的な変更箇所があるのではないかといったような話。もしも作為的な変更箇所があることについて私ども、やましいことがあれば、そんなものは出さないと思っておりますが、本日、最初に資料1-3で申し上げましたとおり、本件については、利用可能な国有地をピックアップする段階におきまして、岩石採取後の更地の土地であるという情報があり、作業を始める段階、実際に絞り込む段階におい

て、既に違う情報があったわけです。その情報に基づきまして、実際に空中写真、ないしは現地確認を通じて、現地の情報が異なるということがありましたので、そのデータも使わせていただいたところです。これにつきましてはルール上も、最終的な候補地の選定については現地確認や詳細調査の結果を踏まえてやるのだということにもなっています。決して作為的にデータを改ざんしたということでもなく、またルールから離れているということもないと思っているところです。

もう1点、その3点の理由以外に、今一度立ち返って考えるべきではないかというご指摘を賜りました。全ての焼却物ではないのですが焼却することによって、ばいじんの中に濃度が濃くなる。これは焼却方式によって倍率がだいぶ違うのですが、併せて、この段階で体積が20分の1、30分の1になっていることも事実です。こうすることによって廃棄物が腐敗するとか発火するような恐れをなくせるといったような効果もあります。また、その高濃度になったものと他のものと合わせて処分することによって、濃いものだけが選択的に埋め立てられるのではないということもご理解を賜りたいと思います。

ご存じのとおり、放射性物質によって汚染されたものについては、私ども厳重な管理が必要だと思っておりますが、ある意味、コンクリートの擁壁、あるいは、その上に土壌をかぶせることによって、それからの放射線の影響は何百万分の一に低減します。そのような管理を長期にわたって行っていきたいと思っているところです。

1カ所の場所で最終処分場を造らせていただきたい。そして、そこには可燃性、あるいは腐敗性のものについては焼却処理し、安定化させた上で併せて埋め立てをさせていただきたいということをご説明申し上げて、その前提の上で選定の方法、あるいは選定の項目、選定の評価のプロセス等について、これまで市町村長会議等でお諮りして説明をさせていただきました。その上で、現時点において、こういった段階にあるものと理解しているところです。

今の段階で1カ所にそういうものを造ることに立ち返ることはいかなものかといったような考えであります。以上です。

浮島政務官：本日は、現地視察の際にご指摘いただきましたご意見について環境省の考え方をご説明させていただいたところです。もしよろしければ、浅野町長さま、佐藤市長さま、先に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。もしよろしければ、次に議題3「その他」に移らせていただきたいと思います。

浮島政務官：議題3「その他」ですが、今後の進め方について、ご意見をお伺いさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。浅野町長さま、何かございますでしょうか。

大和町長：はい、今後の進め方ということです。私、先ほど申しましたが、こういった課題がいろいろ出てきているので、詳細調査ということもあるのかと思いますが、その前段として皆さんの意見を聞く場が必要だと思っております。今質問については、堂々巡りといいますが、こちらから質問したら、大体こんなのが返ってくるのだろうなという答えの中のやりとりになっているような気がします。そういう意味からすれば、他の方々に今の状況を知ってもらおう。先ほども言いましたが、1市町村だけではなくて、みんなで考えるという形のスタンスがあるわけですから、そういうことが必要なのではないかと。あと詳細調査ということもあろうかと思いますが、それについては、3つが揃って行って前に進めることも必要ではないかと思っております。

浮島政務官：ありがとうございます。それでは佐藤市長さま、よろしく願いいたします。

栗原市長：まず詳細調査の入口として、3市町が主張している問題点を明らかにするために、候補地内外の現地踏査や航空写真での判読など現状分析を徹底的に行い、詳細調査・候補地選定にあたって用いたデータと現状の照合を行い、適地か不適地かを明らかにするものではないかという考えです。しかし、私どもは3首長そろってという言い方をしてまいりました。ここで意見の相違があります。私どもは詳細調査に入って、不適地であることを証明したいわけですね。そのために私どもが要望しました学者との連携、話し合いもできると分かっても、これを前に進めて、一刻も早く不適切であることを証明したい。従って、私はこの会議、市町村、環境省、ここまできたら同じことの堂々巡りになりますから、そちらにお返しして前に進めてもらいたい。そういう考えです。

浮島政務官：ありがとうございました。猪股町長さま。

加美町長：今の梶原部長のご回答、どうしても私には理解できません。私の国語力が不足

しているのかどうか分かりませんが、必要面積2.64ヘクタールを確保できる、なだらかな地形の土地。これの2.5ヘクタールのなだらかな土地が確保できればいいのだと。これは私はどのように読み返しても理解できないのです。

そして先ほどの防災調整池、これは先ほど私が確認しましたように、わざわざ加美町の回答の一部として出していただいたわけですから。そして沈砂池としての機能も持たせると。この2500平米で十分だということも先ほど確認させていただきました。しかし、この場所は、すり鉢状ですから、他の2候補地と明らかに地形が違うのです。ですから回答くださるのであれば、それをきちんと踏まえて回答をよこさなければなりません。ですから私は、これで足りるのですかと質問し、十分ですとおっしゃいました。ですから、あの場所は詳細調査をしなければ分からないことではないと思っています。これはきちんと選定過程で調べて、十分な面積が取れるかどうかということ判断することが必要であったと思っています。

われわれはまだまだ疑問点がございます。

浮島政務官：猪股町長さま、今、議論3で「その他」に入らせていただいております、説明が十分ではないというご指摘も、しっかりと承りましたし、また同じ議論の繰り返しであるというお話もございました。できましたら今後の進め方についてご意見をいただきたいと思っております。

加美町長：進め方についてお話しいたしますが、回答に対して、私の率直な考えというものも、この場で述べさせていただく必要があると思って、今は述べさせていただきました。

このことから分かりますように、われわれ理解できない点、納得できない点、ご回答いただいていない点、まだまだたくさんあります。ですから、あくまで私が冒頭で申し上げたように、この場は選定過程を検証する場だと思っています。実は環境省とは5者会談の前から、文書でやりとりをしておりました。私は選定過程をきちんと検証しなければ先に進むべきではないと思っています。ですから、他の自治体さんが、もうこれ以上質問はありませんよと、環境省の回答で納得しているということであれば、あえて5者会談を開く必要はないでしょう。ただ、われわれとしては引き続き選定過程について、きちんと検証していきたいと思っています。

浮島政務官：どうぞ、佐藤市長さん。

栗原市長：先ほど来ずっと長い説明を聞いているのですが、私どもは農林畜産物という考え方の8,000ベクレル以上、指定廃棄物という考え方なのです。稲わら稲わらばかり言われて、他にもあるのではないかと、言いたいことはたくさんあるのですが、あえて言いません。言い尽くして、詳細調査をされて、そこで不適地であると証明して、それを学者さん同志で話せば済む話だと思っています。だから、あえてなぜこだわるのか、私は疑問に思うので、これ以上ここで議論しても始まらないと、だから環境省にお返ししたいという考え方です。

浮島政務官：よろしいですか。では。

加美町長：実は、ほだ木というのはほとんどないはずですね。そのことはよろしいのですが、私は大変乱暴な議論だろうと。われわれにとって町民への説明責任、県民、国民に対する説明責任は非常に重要であると思っています。そのことなくして理解を得ることはできません。ですから私自身、あるいは、われわれ職員自身が国の考え方、選定過程に対して検証するという事は、当然のことだと思います。これは疑問を大変数多く持っています。その疑問にふたをして、前に進みましょうと。これは私も職員も町民も理解できることではありません。ですから私は、これまで4回開きましたけれども、町としての意見、15分～20分してもトータル1時間、そんなものですよ。でも、この問題は、そういった短時間で話し合って前に進めましょうという類の問題ではないと私は思っています。時間をかけてきちんと検証する必要があると思っています。

浮島政務官：他に、よろしいでしょうか。それでは、今後の進め方について、知事、何かご意見がございますでしょうか。

村井知事：まず3人の市長さん、町長さん、本当にどうもご苦労さまでございます。この問題が起こらなければ、こんなに時間をかけて調べて、この場に来て話をする事もなかったと思いますが、こういう形になりまして、全市町村の代表として3つが選ばれてしまったということで、本当にご迷惑をおかけしておることを県を代表しておわびを申し上げ

たいと思いますし、感謝を申し上げたいと思います。

それぞれ3人の首長さん方がみんなおっしゃることで一つ言えることは、他のところは分からないけれども、自分のところは適地ではないと、これはみんな共通しております。恐らく3つの自治体以外のところ、残りの32に同じように働きかけても、必ず同じような議論になるのではないかなと思います。駄目だという理由もよく分かりますが、環境省さんがあそこでもできるのではないかという説明をされているのも私どもは公平な目で十分分かっておりまして、これは県の職員もみんな同じ考え方です。従って、ずっと過去4回話を聞いておりまして、ほぼ前回と今回を比較いたしますと、話している内容が同じ内容で、論点が明らかになって、出尽くしているといったような感じがしております。この後、5回、6回、7回とやって、新たな課題が出るのかどうかというのが非常に疑問に思えるということが一つです。

それから、全てではありませんけれども、残りの32人の市町村長さん方の中から「いつまでこの議論を続けているのだ。われわれは農家の方や処理をしていただいて、保管していただいている方から大変厳しいご批判を受けているのだ。これは市町村長会議で決まったことなので、いつまでだらだらとやっていてもらっても困る」というような声が届いているのもまた事実です。そういった声もあるということを受けまして、今日この場で次回はどうするのだということを話し合っても恐らく決まらないと思いますので、一度持ち帰っていただいて、環境省の中で、大臣を含めて、大臣の下でご指導いただきながら、今後どうすればいいのかということをごひ環境省として意思決定をしていただきたいと思います。

これは国の所有している土地、国有地に国の財源で、国が責任を持ってということですので、これは国の意思表示というものが先に進めないと、どのようになるかにしても、前に進めるにしても、止まるにしても、やめるにしても、環境省の意思というのが重要だと思いますので、今日は時間になりましたので、いったん持ち帰っていただいて、今後のことについてよくご議論いただきたいということをご、35市町村を代表して、私からお話をさせていただきたいと思います。

井上副大臣：どうもありがとうございました。3人の市長さん、町長さん、また、知事からも、それぞれ住民の方々の思いを背負って、本当に重いご意見をいただいたと思っております。

今後の進め方ということですが、確かに4回この関係者会議をやらせていただいて、議論が平行線をたどっているというご意見が多くありましたけれども、私もそれは感じているところです。もちろん非常に重要な問題ですから、なるべく丁寧にやっていくということは当然のことです。ただ、他方で、今の一時保管の状況が非常にひっ迫をされていて、早くこの問題を前に進めるべきだという県内の声も大きいものがあるということです。

栗原市長さん、あるいは知事からお話がありましたように、これは国の責任で、国の事業としてやっていくということですから、国の方に預けるといってお話もありましたので、今日のいろいろいただいたご意見、これまでのさまざまなご意見をしっかりと受け止めて、今後一体どういうふうにしていくかということ、浅野町長さんからは市町村長会議でやるべきだというご意見もありました。

こういったことを踏まえて、今までは次回もお願いしますということで、それをお約束していただいておりますけれども、今回はそういう意味では今までと違いまして、私どものほうで受け取らせていただいて、どのように今後進めていくか、またご相談ご報告をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

加美町長：最後に。

浮島政務官：どうぞ。

加美町長：35市町村のお話がありました。先ほど申し上げましたが、現在、指定廃棄物を保管している自治体は9市町です。一方、8,000ベクレル以下の廃棄物を保管しているのは、その9市町も含む29市町村が保管をしております。実は非常に乾燥している稲わらに比べますと、牧草は大変腐敗しやすい。保管が大変困難です。加美町も含めて、この8,000ベクレル以下の農業系廃棄物の保管に大変苦慮しています。指定廃棄物を保管している9自治体は確かに困りでしょう。しかしながら、現実には29自治体が8,000以下のものを保管し、処分ができないでいます。現在の法律では8,000ベクレル以上は厳重に保管することになっているはずですが、これはあくまでも特措法ですね。

ですから、先ほど申し上げたように、まもなく3年を迎えるわけです。これは大変なごさくさの中であつくりざるを得なかった法律でしょう。それから、大量に発生したわけです

から、今までの法律ではなかなか処理できないということもあったでしょう。しかしながら、3年を経た今、適正な保管はどうあるべきか。そして、8,000ベクレル以下のことも含めて、このことに対処にしないと本当の問題解決にならない、9市町だけの問題ではないということをお伝えをしたいと思っています。

浮島政務官：ありがとうございます。本日は意見交換をさせていただく時間をいただきまして心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

最後に知事からコメントをいただければと思います。よろしく願いいたします。

村井知事：今日も長い時間、本当にありがとうございました。環境省におかれましては3人の首長さん方の苦しみというものをしっかりと受け止めていただきたいと思います。加美町が大きな集会をやったとありましたけれども、大和町にしても、栗原市にしても、この問題が仮に前に進めば、燎原の火のごとくおそらくすごい反発になって、間違いなく加美町と同じような状況になると思います。これは全国どの自治体でも同じようになると思います。

それを受け止めなければいけない首長の立場というのは、同じ政治家で分かっていたかと思いますが、塗炭の苦しみです。その中でこうやって会議に参加して、一生懸命町のためと思って頑張っておられますので、今いろいろ賜りましたご意見につきましては、よくご検討の上、今後のあり方というものをよく考えていただきたいと思います。私からは以上でございます。どうもありがとうございました。

浮島政務官：村井知事、ありがとうございました。

それでは、最後に副大臣からご挨拶をさせていただきたいと思います。

井上副大臣：本当に長時間にわたりまして大変ありがとうございました。先ほど申し上げたとおり、しっかり私どもは検討いたしまして、なるべく早くご相談、ご報告させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

浮島政務官：それでは、これで本日の会談を終了させていただきたいと思います。長時間にわたり本当にありがとうございました。